

【金銭信託(予定配当率固定型):新旧約款対照表】

現行	変更案※赤字下線部分が現約款からの変更箇所
第 18 条(信託財産の交付) (1) 第 16 条第1項第1号に掲げる事由により信託が終了したときは、前回計算期日の翌日(ただし、信託契約日以後一度も計算期日を迎えていない場合には信託契約日。以下本条において同じ)から信託期間満了日までの日数、信託契約日に当行が示した予定配当率および信託期間満了日における信託金の元本の額に基づき収益金の額を計算し、償還日以降に、信託金の元本とともに、受益者があらかじめ指定した方法により合同運用財産に属する金銭をもって支払います。 (2) 第 16 条第1項第2号に掲げる事由により信託が終了したときは、前回計算期日の翌日から解約お申し出日の前日までの日数、信託契約日に当行が示した予定配当率および解約お申し出日における信託金の元本の額に基づき計算した収益金の額と信託金の元本の合計額から、前条第3項に定める解約手数料を差引いた後の残額を、解約お申し出日に、受益者があらかじめ指定した方法により合同運用財産に属する金銭をもって支払います。 (3) 第 16 条第1項第3号に掲げる事由により信託が終了したときは、前項に定める方法により支払います。ただし、当行が認めるときは解約手数料を差引かないことがあります。 (4) 第1項において、やむを得ない事情のため支払いが償還日の翌日以後となる場合、当該償還日から支払日の前日までの期間については、信託金の元本(第 14 条第3号に定める収益金を追加信託の方法により受け取ることとした場合は、信託期間満了日における信託金の元本に第1項の定めにより信託金の元本とともに支払うこととした収益金を加えた額)に対して、支払日に、当行の本支店の店頭に表示する普通預金利率により計算した額を収益金として支払います。ただし、第2契約については、支払いが償還日の翌日以後となった場合も、付利は行いません。 (5) 第1契約において、第 16 条第1項第1号(金銭の支払方法が既に指定されている場合を除きます)から第3号までおよび第 5 号の事由による信託の終了に際しては、受益者は当行所定の請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。なお、同条同項第5号の事由による信託の終了の場合には、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。 (6) 信託証書は、信託財産の交付により効力を失いますので、ただちに当行にご返却ください。 (7) 第 16 条第1項第5号に掲げる事由により信託が終了したときは、前回計算期日の翌日から解約を実施する日の前日までの日数、信託契約日に当行が示した予定配当率および解約を実施する日における信託金の元本の額に基づき計算した収益金の額と信託金の元本の合計額から、前条第3項に定める解約手数料と同額の解約調整金を差引いた後の残額を、解約を実施する日に、受益者があらかじめ指定した方法により合同運用財産に属する金銭をもって支払います。	第 18 条(信託財産の交付) (1) 変更なし (2) 変更なし (3) 変更なし (4) 変更なし (5) 第1契約において、第 16 条第1項第1号(金銭の支払方法が既に指定されている場合を除きます)から第3号までおよび第5号の事由による信託の終了に際しては、受益者は当行所定の請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。<u>ただし、本項の規定は受益者が当行所定の手続きをしたことによって、印影の確認を不要とした取引においては当行所定の請求書への押印は不要とします。</u>なお、同条同項第5号の事由による信託の終了の場合には、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。 (6) 変更なし (7) 変更なし
第 27 条(印鑑届出・印鑑照合) (1) 委託者、受益者、代理人、同意者、信託監督人、その他信託契約の関係者のご印鑑は、委託者からあらかじめ当店に届出るものとします。 (2) この信託に関する請求書、諸届その他の書類に使用された印影を前項の届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。	第 27 条(印鑑届出・印鑑照合) (1) 委託者、受益者、代理人、同意者、信託監督人、その他信託契約の関係者のご印鑑は、委託者からあらかじめ当店に届出るものとします。<u>ただし、委託者、受益者が当行所定の手続きをしたことによって、印影の確認を不要とした取引においては委託者、受益者の印鑑届出を要しないものとします。</u> (2) この信託に関する請求書、諸届その他の書類に使用された印影を前項の届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。<u>また、当行が印鑑届出を要しないとした取引については、受付時に相応の注意をもって本人確認を行い、本人からの申出に相違ないものと認めて取扱いましたものは、確認に用いた書類・電磁的認証等において偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</u>